

山口県報

平成 25 年
11月26日
(火曜日)

目 次

規則

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第五十五号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

溶 接 科	二〇人
-------	-----

を

溶 接 科	二〇人
溶接科短期コース	一〇人

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年十二月一日から施行する。



(三九三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年十一月二十六日から平成二十六年三月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一―号 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	イオンリテール株式会社	イオン安岡店	ザ・ビッグ安岡店

四 届出年月日
 平成二十五年十一月七日
 変更年月日
 平成二十五年十一月十四日

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	有限会社しげまつ	有限会社シモカワ興産	有限会社八十島商店	有限会社まことや精肉店	吉本 秀則
	サンカクヤ株式会社	株式会社東武住販	株式会社東武住販	株式会社東武住販	吉本 秀則
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業
	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業
	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業

(三九四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の
 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年十一月二十
 六日から平成二十六年三月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業
 振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十五年十一月二十六日
 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ安岡店
 所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一―号 菊谷 茂吉
 テル
- 三 変更に係る事項の概要
- 四 届出年月日
 平成二十五年十一月七日
- 五 変更年月日
 平成二十五年十一月十四日

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

四 届出年月日
平成二十五年十一月七日

五 変更年月日
平成二十五年十一月十四日

荷さばき施設において荷さばき
を行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

午前三時から午後九時まで

平成二十五年十一月二十六日印刷

発行所

山口県知事庁